

提出書類早見表

1 共通提出書類 ○…提出が必要な書類 ×…提出が不要な書類 △…その他の書類で代替できる書類

組合員の資格取得理由	認定区分	必要書類			
		被扶養者申告書 (4月当初認定用)	資格喪失証明書	申請理由書	被扶養者の収入の有無を確認する書類
転入(他支部、他共済、国共済)※1	普通認定	○	△ ※2	×	×
	特別認定	○	△ ※2	×	×
上記以外	普通認定	○	○ ※3	×	×
	特別認定	○	○ ※3	○	○ ※4

※1 対象者が転入前の共済組合で被扶養者として認定されていた場合に限り。認定されていない場合は「上記以外」の該当する書類を提出してください。

※2 転入者の場合は、直前の資格確認書等(家族の直前の資格確認書等に組合員の名前がない場合は組合員のものも必要)の写し、東京都職員共済組合原票の写しでも可です。

※3 国民健康保険に加入中の場合又は夫婦の年収逆転に伴い先に子を認定する場合は、そのことが分かる書類(資格確認書の写し、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの(印刷日時又は保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内のものに限る。)等)を提出してください。

※4 下記「2 被扶養者の収入の有無を確認する書類」を参照して提出してください。

■ 被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合、「国民年金第3号被保険者関係届(該当)」の提出も必要です。ただし、組合員が65歳以上で老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合は制度の対象外となるため不要です。

■ 組合員が公立学校共済組合他支部からの転入者の場合で、転入前後で加入する年金制度が変わらない場合は「国民年金第3号被保険者関係届(該当)」の提出は不要です。不明な場合は提出してください。加入する年金制度が変わらない場合でも、被扶養配偶者の住民票上の住所が変更となった場合は「国民年金第3号被保険者住所変更届」の提出が必要です。

■ 本早見表は組合員の採用・転入と同日に認定されることを想定して作成しております。認定事由(出生、結婚、離職、雇用保険の受給終了等)により、上記「1 共通提出書類」のほか別途書類が必要となる場合があります。詳細は、通知文(4月当初に限り離職票など一部書類の提出を省略としています。)及び「福利厚生事務の手引」(令和8年1月版)62頁から68頁を参照してください。

2 被扶養者の収入の有無を確認する書類

収入の有無	収入内容	書類内容
有 ※1	パート・アルバイト等	給与等支払証明書 ※2 (福利厚生事務の手引別冊様式集58頁) 必要な場合 事業主証明書 ※3
	年金、恩給等	最新の年金額等の改定通知書の写し ※4
無	自営業、事業収入等	確定申告書の写し ※5 (収支内訳が分かる添付書類一式を含む)
		非課税証明書の写し ※6

※1 令和7年中(令和7年1月から令和7年12月)に収入を得ていた場合は、収入有の確認書類が必要です。令和7年度(令和6年分)の非課税証明書は不可です。

※2 原則として、令和7年4月の給与から最新月までの給与月額となります。ただし、内容状況により、令和7年3月以前の証明を要する場合があります。なお、源泉徴収票は給与月額が確認できないため不可です。

※3 雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入限度額未満であったものの、事業主の人材不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動により、収入限度額を超過した場合は、給与等支払証明書に加え、事業主証明書の提出が必要です(令和7年11月27日付7公立東京給第1280号参照)。

※4 公的年金等の源泉徴収票、年金振込通知書は、年金額が確認できないため不可です。

※5 電子申告の場合は税務署の電子申告受付日時のあるもの、書面申告の場合は税務署交付の「リーフレット」を併せて提出。収支明細書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、青色申告決算書等収支内訳の分かるもの(確定申告書の添付書類全て)の写しも添付が必要です(令和7年2月18日付6公立東京給第1774号参照)。

※6 最新年度(令和7年度)の証明書で、給与収入欄が0円と表示されているもの。非課税証明書の給与収入金額欄に記載がある場合は、「給与等支払証明書」等が必要です。
海外留学で住民票を移して非課税証明書を取得できない場合は海外留学の事実が分かる書類(留学先の学生証の写し等)でも可とします。ただし、収入がない場合に限り。18歳未満(高校生以下)であれば、対象者の収入の有無を確認する書類(非課税証明書等)の提出は必要ありません。